

伴走型相談支援について

○ 面談の実施時期

時期	内容
① 妊娠届出	妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート）への必要事項の記載を求めた上で、子育てガイドを手交し、妊娠期から出産後までの見通し及び過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を行います。
② 妊娠期後期	出産間近で、産後のことを考え始める時期である妊娠8か月頃にアンケート（妊娠経過や定期健診の受診状況、出産後の家庭内のサポート状況を把握するために市が定めるアンケート）を送付し、面談の希望の有無や妊婦の状況等を確認します。 面談希望者には面談を実施し、出産後や利用できる支援サービスなどを一緒に確認し、産後の不安を軽減できるよう支援します。
③ 赤ちゃん訪問	出生後4か月以内に面談します。面談時に聞き取りとアンケート（養育者の児童や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート）で不安なことや体調を把握し、必要なサービスにつなげ、出生後の不安を軽減できるよう支援します。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

